



樹木の管理にご注意ください！

あなたの樹木はあなたが管理しましょう。



次の行為は道路法により禁じられています。

(罰則：3年以下の懲役又は30万以下の罰金)

- みだりに道路を損傷したり、汚損したりすること。
- みだりに道路に土石、竹木等をたい積するなど**道路上で交通を妨げるような行為**をすること。



あなたの所有する樹木が道路へ倒木したり枝が落下して、通行人が怪我をしたり車が破損した場合、相手から民法の不法行為による**損害賠償**を請求されることがあります。

(写真はイメージです)

